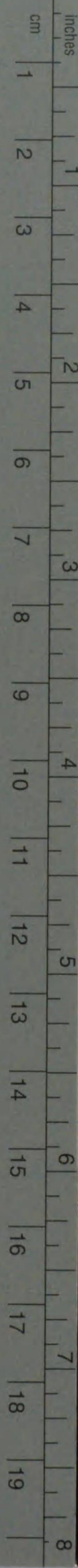


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19




Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak



604
184

604-184
1200501531436



60

184

貿易經濟叢書第三三輯

波斯關稅定率表

大阪市役所産業部調査課

凡例

- 一 本税率表は波曆一三〇七年(西曆一九二八年)Ordbekheit 十三日波斯政府發表のものに係る。
- 二 波斯關稅法は所謂純粹の複稅制度にして、稅率に最高と最低の二種あり。前者は無條約國、後者は條約國に適用せらる。昭和四年三月三十日、日波通商條約暫定取極が調印されたるを以て、日本は最高稅率を適用せらるゝの不利から脱却し得たのである。
- 三 從量稅率の貨幣單位はクラン・シヤイ(Kran, Shahi)である。(一クランは二〇シヤイ、一クラン本位銀貨の量目は七一・〇六五グレイン、品目九百)。
- 四 課稅單位中「總量」とあるは風袋込みの重量を指し、「正味」とは風袋を除きたる重量を云ふ。
- 五 課稅單位中「總量」とあるは風袋込みの重量を指し、「正味」とは風袋を除きたる重量を云ふ。

波斯關稅定率表

(A) 輸入稅

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
第一類	航空に關するもの (イ)氣球、飛行船、飛行機、水上飛行機等 (ロ)該部分品		無稅	五%
第二類	酒 (イ)純良酒精 (ロ)天然的に人工的に飲料には不適當なる酒精並に脂肪体により凝固せしめたる酒精	每バトマン(總量) 每バトマン(總量)	一六・〇〇	二四・〇〇
第三類	酒	每バトマン(總量)	一・五〇	三・〇〇
第四類	酒	每バトマン(總量)	一・五〇	三・〇〇

【註】 酒精飲料に關しては第八類「飲料水」の項を適用す。

波斯關稅定率表——輸入稅の部



604-184

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
第三類	燐 寸(蠟燐寸を含まず)			
五	(イ)一箱六十個以下のもの、重量一バトマンに付 二百五十個を超えざるもの	每バトマン(總量)	二・〇〇	四・〇〇
六	(ロ)其他燐寸	每バトマン(總量)	三・〇〇	五・〇〇
七	第四類 澱 粉	每バトマン(正味)	一・〇〇	二・〇〇
第五類	生 動 物			
八	(イ)驢 馬		無稅	二・〇〇
九	(ロ)駱 駝		無稅	五・〇〇
一〇/一一	(ハ)牡馬、牝馬、仔馬(三十ヶ月以下)		無稅	二%
一一	(ニ)騾 馬		無稅	五・〇〇
一二	(ホ)牛		無稅	二・〇〇
一三/一四	A、成 牛		無稅	二・〇〇
一五	B、仔 牛(一才以下)		無稅	一・〇〇
一六/一七	(ヘ)羊及び山羊			
一八	A、成羊及び成山羊		無稅	〇・四〇
一九	B、仔羊及び仔山羊		無稅	〇・二〇
二〇	(ト)家 禽		無稅	二%
二一	(チ)鳥 獸		無稅	五%
二二	(リ)其他動物		無稅	五%
第六類	武器及び其附屬品(部分品を含む)			
三三/三七/元	(イ)獵銃、騎銃、護身用短銃、玩具用銃、銃劍及び其部分品	從價	一〇%	二二%
三三/三六—三〇/三三	(ロ)其他銃器及び其附屬品	從價	五〇%	禁止
第七類	木 材			
三三二	(イ)薪 材	每百バトマン(正味)	無稅	二〇〇
三四/三五	(ロ)加工せざる諸材(皮付丸太、鋸引せざる丸太、竿、板、角材、厚板、 梁材、木塊、横材、桶板、杖材、樽の籠材、割籐等を含む)	從價	五%	一〇%
三六	(ハ)別號に掲げざる加工材(鉤掛の有無を問はず)藩、籠(何れも並製品)			

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
一六/一七	A、成羊及び成山羊		無稅	〇・四〇
一八	B、仔羊及び仔山羊		無稅	〇・二〇
一九	(ト)家 禽		無稅	二%
二〇	(チ)鳥 獸		無稅	五%
二一	(リ)其他動物		無稅	五%
第六類	武器及び其附屬品(部分品を含む)			
三三/三七/元	(イ)獵銃、騎銃、護身用短銃、玩具用銃、銃劍及び其部分品	從價	一〇%	二二%
三三/三六—三〇/三三	(ロ)其他銃器及び其附屬品	從價	五〇%	禁止
第七類	木 材			
三三二	(イ)薪 材	每百バトマン(正味)	無稅	二〇〇
三四/三五	(ロ)加工せざる諸材(皮付丸太、鋸引せざる丸太、竿、板、角材、厚板、 梁材、木塊、横材、桶板、杖材、樽の籠材、割籐等を含む)	從價	五%	一〇%
三六	(ハ)別號に掲げざる加工材(鉤掛の有無を問はず)藩、籠(何れも並製品)			

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	稅 率
			最低 最高
三七	は「道具」「小間物」の項には入れず、本項目の下に課稅す。 (ニ)オガクズ、木屑、檳榔樹の纖維、柳枝、木藁等を含む各種木材	從價	無稅 八% 一五%
	第八類 飲料 水		無稅 五%
	(イ)酒 精 飲料		
三八	A、各種高級リキユール及びココディアール	每バトマン(總量)	二四・〇〇 五四・〇〇
	B、各種 火酒		
三九	I、ウキスキー、ラム、コニヤツク、シヤンペン、 ジン、シーダム、キルチ及び其他同類品	每バトマン(總量)	二二・〇〇 四五・〇〇
四〇	II、ウオツカ、亞力酒、アペリテイフ、並製リキ ユール及び其他同類品	每バトマン(總量)	二二・〇〇 四二・〇〇
四一	O、沸騰性葡萄酒	每バトマン(總量)	三〇・〇〇 六〇・〇〇
四二	D、ポルトー、マデール、シエリー、マラガ、ベル モツト等の如きデザート用葡萄酒	每バトマン(總量)	一八・〇〇 三四・五〇
四三	E、不沸騰性食卓用葡萄酒	每バトマン(總量)	九・〇〇 二二・五〇

四四	F、麥酒、サイダー及び蜂蜜を含む各種醱酵飲料	每バトマン(總量)	一・五〇 四・五〇
四五	G、藥用葡萄酒	每バトマン(總量)	一一・〇〇 二二・五〇
	(R)其他 飲料		
四六	A、鑛 泉	每バトマン(總量)	〇・二五 〇・五〇
四七	B、レモナード	每バトマン(總量)	〇・二〇 〇・五〇
四八	C、氷 水、曹達水	無稅	無稅
四九	D、各種酢	每バトマン(總量)	一・〇〇 二・〇〇
五〇	第九類 各種蠟燭(松明、燈心等を含む)	每バトマン(總量)	一・〇〇 二・〇〇
	第十類 護謨、ガターパーチャ及び其製品		
五一	(イ)生 護 謨	無稅	五%
五二	(ロ)護謨板及び糸	每バトマン(正味)	三・〇〇 六・〇〇
五三	(ハ)護謨製靴(長短共)	每バトマン(正味)	四・〇〇 一〇・〇〇
五四	(ニ)金屬製の弁もなければ被覆もない車輛及び導管用 護謨製銅金	每バトマン(正味)	五・〇〇 一〇・〇〇

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	稅 率
			最低 最高
	護謨製銅金	每バトマン(正味)	五・〇〇 一〇・〇〇

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	稅 率
		從價	最低 最高
五六	(ホ)織物、衣服、玩具、小間物、其他別號に掲げざる各種護謨製品		一二% 二五%
五七	第二類 灰及び銻滓		無稅 無稅
五八	第三類 炭		無稅 無稅
五九	(イ)石炭、コークス、坭炭	每百バトマン(正味)	五・〇〇 一〇・〇〇
六〇	(ロ)木 炭	每百バトマン(正味)	三・〇〇 一〇・〇〇
六一	第三類 セメント(煉瓦、其他セメント製品を含む)	每バトマン(正味)	二・〇〇 五・〇〇
六二	第四類 各種 生 蠟		無稅 無稅
六三	第五類 飲料水を除く食料品(罐詰類を含む)		
六四	(イ)バター、其他の動物性食用油(マルガリン、植物性油を含む)	每バトマン(正味)	一・〇〇 二・〇〇
六五	A、密封以外の各種包装によるもの B、固く密封せる小罐入りのもの	每バトマン(正味) 每バトマン(總量)	二・〇〇 五・〇〇
【註】 小罐は重量一バトマンを超過せざるを要す。			
(ロ)各種コ、ア(チョコレートを含む)			

六六	A、豆、皮及び屑	每バトマン(正味)	一・〇〇 一・〇〇
六七	B、粉狀(砂糖入なるや否やを問はず)	每バトマン(正味)	五・〇〇 八・〇〇
六八	C、各種チョコレート竝にコ、アを原料とせる糖菓	每バトマン(正味)	一五・〇〇 二〇・〇〇
六九	(ハ)珈 琲		
七〇	A、未炒 珈 琲 B、炒珈琲(粉狀なるや否やを問はず、又菊高苺其他を混ぜると否とを問はず)	每バトマン(正味) 每バトマン(正味)	四・〇〇 七・〇〇 五・〇〇 一〇・〇〇
七一	(ニ)穀物及び其製品		
七二	A、米(精白されたる否とを問はず)	每バトマン(正味)	〇・三〇 〇・五〇
七三	B、小麥、大麥、燕麥及び其他黍の如き別號に掲げざる食用穀類	每バトマン(正味)	〇・二五 〇・四〇
七四	O、麥 芽	每バトマン(正味)	〇・二〇 一・〇〇

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	稅 率
			最低 最高
六六	A、豆、皮及び屑	每バトマン(正味)	一・〇〇 一・〇〇
六七	B、粉狀(砂糖入なるや否やを問はず)	每バトマン(正味)	五・〇〇 八・〇〇
六八	C、各種チョコレート竝にコ、アを原料とせる糖菓	每バトマン(正味)	一五・〇〇 二〇・〇〇
六九	(ハ)珈 琲		
七〇	A、未炒 珈 琲 B、炒珈琲(粉狀なるや否やを問はず、又菊高苺其他を混ぜると否とを問はず)	每バトマン(正味) 每バトマン(正味)	四・〇〇 七・〇〇 五・〇〇 一〇・〇〇
七一	(ニ)穀物及び其製品		
七二	A、米(精白されたる否とを問はず)	每バトマン(正味)	〇・三〇 〇・五〇
七三	B、小麥、大麥、燕麥及び其他黍の如き別號に掲げざる食用穀類	每バトマン(正味)	〇・二五 〇・四〇
七四	O、麥 芽	每バトマン(正味)	〇・二〇 一・〇〇

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
七七	D、別號に掲げざる食用各種粉末	每バトマン(正味)	〇・二〇	〇・五〇
七八	E、ネツスル種の合成粉末	每バトマン(正味)	一・〇〇	二・〇〇
七九	F、麥粉及び搗麥	每バトマン(正味)	〇・一〇	〇・三〇
八〇	G、マカロニー及び麵類	每バトマン(正味)	一・〇〇	二・〇〇
八一	H、ビスケット、香料入りパン及び各種饅頭			
八二	I、ビスケット(Biscuits de mer et de chion)	每バトマン(總量)	無稅	無稅
八三	II、其 他	每バトマン(總量)	一・五〇	三・〇〇
八四	(ホ)菊 蒿 苜 粉			
八五	A、生 根		無稅	無稅
八六	B、炒りたるもの(粉狀なると乾燥せしめたるを問はず)	每バトマン(總量)	〇・五〇	二・〇〇
	(ハ)紗麩、マニホツト、タピオカ、葛、馬鈴薯等の各種澱粉	每バトマン(正味)	〇・一五	〇・三〇

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
八七	(ト)乾 酪			
八八	A、並物にして且つ柔軟なるもの(Kachikを含む)	每バトマン(正味)	〇・二五	〇・四〇
八九	B、容 器 入 り			
	I、箱 入 り	每バトマン(總量)	三・〇〇	五・〇〇
	II、箱以外の容器入り	每バトマン(正味)	三・〇〇	五・〇〇
九〇	(チ)果物及び漿果			
九一	A、生及び乾したるもの	每バトマン(正味)	〇・二五	〇・四〇
九二	B、罐詰類(箱、壺、瓶、其他同類容器入りの各種ジャム、ジェリー、果汁、漬物、シロップ類を含む)	従價	二二〇%	三三〇%
一〇一	(リ)食用粒狀果實(向日葵、メロン、水瓜、南瓜の如き食用に充てらるるもの)	每バトマン(正味)	〇・五〇	〇・七〇
	(ヌ)植 物 油			

波斯關稅定率表——輸入稅の部

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
一〇二	A、オリヅ油	每バトマン(總量)	二・〇〇	四・〇〇
一〇三	B、落花生油、向日葵油、胡麻油等の如き各種食用油 【註】 罌粟油、棉實油、蓖麻子油等の如き各油は第一七類「藥種」、第四〇類「香料」及び第二五類「非食用油」の項に掲ぐ。	每バトマン(總量)	〇・五〇	二・〇〇
一〇四	(ル)乳及びクリーム A、生 乳(凝乳を含む)		無稅	無稅
一〇五	B、罐詰ミルク若くは箱、瓶入り殺菌乳(糖分を含む) 有せると否とを問はず)	每バトマン(總量)	二・〇〇	三・〇〇
一〇六	(ヲ)各種豆類 A、生 物	每バトマン(正味)	無稅	〇・一〇
一〇七	B、豌豆、扁豆、蠶豆、隱元豆、南京豆、其他各種豆の乾燥したるもの	每バトマン(正味)	〇・三〇	〇・五〇
一〇八	C、箱、壺、瓶、其他類似の容器入り	每バトマン(總量)	三・〇〇	四・〇〇
一〇九	(ワ)蜂 蜜	每バトマン(總量)	三・〇〇	四・〇〇
一一〇	(カ)鳥 卵	百個	一・〇〇	二・〇〇
一一一	(ヨ)魚 類 A、生 魚		無稅	〇・〇五
一一二	B、乾物として輸入せらるゝ鹽魚及び燻魚	每バトマン(正味)	〇・一五	〇・二五
一一三	C、漬 物 I、箱、壺、瓶、其他類似の密封せる容器入り	每バトマン(總量)	五・〇〇	八・〇〇
一一四	II、其他の容器入り	每バトマン(總量)	一・五〇	四・〇〇
一一五	D、各種鹽漬物	每バトマン(總量)	一・〇〇	二・五〇
一一六	(タ)鹽 A、粗 製	每十バトマン(正味)	〇・三〇	〇・五〇
一一七	B、精 製 I、箱、瓶、其他類似の容器入り	每バトマン(總量)	〇・四〇	一・〇〇
一一八	II、其他各種容器入り (レ)砂糖及び糖菓	每バトマン(總量)	〇・一〇	〇・一五

波斯關稅定率表——輸入稅の部

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
一一九	A、砂糖を精製して得らるゝ各種グリコーゼ、シロップ及び糖蜜	每バトマン(正味)	〇・七五	一・五〇
	B、精 糖			
一二〇	I、結晶糖、粉砂糖(黑砂糖をも含む)	每バトマン(正味)	一・五五	二・〇〇
一二一	II、角砂糖、塔糖及び氷砂糖	每バトマン(總量)	一・五五	二・五〇
一二二	C、糖菓(ボンノ、其他コ、アを入れずに製造せる各種糖菓を含む)	每バトマン(總量)	六・〇〇	八・〇〇
	(ソ)茶			
一二三	A、白 茶	每バトマン(正味)	一・〇〇〇	一四・〇〇
一二四	B、其他の茶	每バトマン(正味)	六・〇〇	一二・〇〇
	(ツ)鳥 獸 肉			
一二五	A、生 物		無稅	無稅
	B、其 他			
一二六	I、鹽漬肉、乾肉、燻肉	每バトマン(正味)	二・〇〇	四・〇〇
一二七	II、箱、壺、瓶、其他類似の容器入り (肉エキスをも含む)	每バトマン(總量)	五・〇〇	八・〇〇
一二八	第三類 襪履屑及び襪履布	每バトマン(正味)	〇・五〇	禁止
	【註】 衣服、使ひ古せるリンネル布並に枕覆ひ等の襪履屑布は其輸入を禁止す。			
	第七類 藥 種			
一二九	(イ)サツカリン及び其製品	每バトマン、正味	五〇〇・〇〇	禁止
一三〇	(ロ)アルコールと糖分を基礎とせる調合劑	從價	二二〇%	四〇%
一三二/三六	(ハ)其他(非食用澱粉、藥用油、彈性ゴム以外の植物性ゴム) 醱酵素、酵母、普通綿、脫脂綿、殺菌繻帶等を含む	從價	五%	一〇%
	【註】 モルヒネ、コカイン及び其誘導藥並にサツカリンの輸入は醫學界特有の慣習から政府の特別の許可を経ざる限り輸入を許さず。			
一三九	第八類 實質的價値なき商品見本(長さ、幅共に三十種を超えざる織物見本及び引札、値段表を備へたる見本を含む)		無稅	無稅
一四〇	第九類 荷造包装用品		無稅	無稅

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
一三九	第八類 實質的價値なき商品見本(長さ、幅共に三十種を超えざる織物見本及び引札、値段表を備へたる見本を含む)		無稅	無稅
一四〇	第九類 荷造包装用品		無稅	無稅

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
一四一	第三類 有機肥料		無稅	無稅
一四二	第三類 藥 味			
一四二一	(イ)胡椒、カレー粉、唐辛子、芥子	每バトマン(正味)	一・五〇	三・〇〇
一四二二	(ロ)其他(調理用藥味、ソース、華尼爾拉、サフラン、トヲフル、乾 枸櫞及び肉桂、丁子、月桂樹葉、肉豆蔻、白豆蔻、蒔蘿、黑種草 嬰粟實等の如き別號に掲げざる各種藥味を含む)	從價	一五%	三〇%
一四二四	第三類 衣裳及び仕立品			
一四二四	(イ)一部又は全部出來上りの各種衣裳			

【註】化學肥料に關しては第四五類「化學製品」の項を適用す。

(別號に掲げざる頭巾、靴下、襪衣類、帽子、各種手袋、
飾帶、ショール、絹頸卷、襟掛布、ボア及び其同類品、裝
飾用羽毛製品其他凡ゆる一般衣裳品を含む)

從價 二五% 五〇%

【註】革及び護謨製以外の履物並に其大部分を革及び護謨以外の原料に依れる履物は
この項を適用す。

(ロ)仕立品

一四九一	A、仕立品(寢臺・卓子・化粧臺用覆ひ、ポケット用ハンケ チ、洋傘、日傘、合羽、旗、頬被頭巾、馬飾、寢臺・ 卓子・旅行用毛布、家具・鍵板用カバー、造花、瓦斯マ ントル、帳、窓掛、回轉幕等を含む)	從價	二五%	五〇%
一五四	B、別號に掲げざる各種ジュバル(djewal)及び袋囊	從價	五%	一〇%
一五五	第三類 動物油(藥用油を含まず)	每バトマン(總量)	〇・二五	〇・五〇
第二類	礦物油及び其製品(藥用油を含まず)			
	(イ)原油又は粗油			

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
----	-------	---------	---------	---------

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
一五六	A、荷造せざるもの	每十バトマン(正味)	〇・三〇	一・五〇
一五七	B、樽及び罐入り	每十バトマン(總量)	〇・五〇	二・〇〇
	(ロ)精 油			
	A、燈 油			
一五八	I、荷造せざるもの	每十バトマン(正味)	〇・五〇	二・〇〇
一五九	II 樽及び罐入り	每十バトマン(總量)	〇・七五	三・〇〇
一六〇、六一	B、ベンジン、ガソリン其他	每バトマン(總量)	〇・四〇	〇・七五
	(ハ)油 製 品			
一六二	A、パラフィン	每バトマン(總量)	〇・二〇	〇・四〇
	B、重 油			
一六三	I、荷造せざるもの	每十バトマン(正味)	〇・三〇	一・五〇
一六四	II、樽及び罐入り	每十バトマン(總量)	〇・五〇	一・五〇
一六五	C、モーター用差し油	每バトマン(總量)	〇・二〇	〇・七五
一六六	D、機械用差し油	每バトマン(總量)	〇・二〇	〇・七五
一六七	E、各種油滓	每バトマン(正味)	〇・二〇	〇・三〇
一六八、一九	(ニ)其他鑛油(精製の如何を問はず)	每バトマン(總量)	〇・二〇	〇・七五
一七〇	(ホ)鑛質瀝青	每バトマン(總量)	〇・二〇	〇・二五
一七一 第三類	非食用植物油(別號に掲げたる醫藥品、香料品は除き専らモーターの減摩運滑用として使用せらるるもの)	每バトマン(總量)	〇・五〇	一・〇〇
一七二、七三 第三類	各種樂器及び其部分品	從價	二・五%	五・〇%
一七五 第三類	各種學術器具及び其部分品	無稅		一・〇〇%
	第六類 機 械、工 具			
一七六	(イ)手 工 具	從價	六%	一・〇%
一七二、八三	(ロ)動力、獸力、人力によつて動く諸機械(農業機械、機械仕掛の器具、機關車、汽罐及び工業用モーターの如き部分品をも含む)	從價	六%	一・〇%
一八四	(ハ)其他モーター(自動車、飛行機、モーターボート用)	無稅		五%

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
一八四	(ハ)其他モーター(自動車、飛行機、モーターボート用)		無稅	五%
	【註】 波歴二三〇三年(西曆一九二四年) Dalve 七日發布の法律により、工業用諸機械及び其部分品は、農業用機械器具及ハ同部分品と同じく、波歴一三三三年			

波斯關稅定率表——輸入税の部

税番	商 品 名	課 税 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
----	-------	---------	---------	---------

(西曆一九三四年) Bahman 六日迄輸入税の賦課を免除す。

第五類 別號に掲げざる動物質原料

一八五	(イ)重量三十五瓦若くは夫以下の箱入り蠶卵	一箱	一・〇〇	二・〇〇
一八七	(ロ)其他(動物質纖維原料は除き非食用動物質脂肪を含む)	從價	五%	一〇%

【註一】 箱以外の容器に入れて輸入せらるゝか、若くは箱入りでも重量三十五瓦を越ゆる蠶卵は正味重量三十五瓦に付一クランの標準で課税す。

【註二】 蠶卵の輸入に當つては税關又は政府の細菌検査を経た後でなければ陸揚を許可せず。

【註三】 政府は蠶卵の生産、輸入を一手に獨占するか 若くは規定の輸入税を時宜に應じ増徴する権利を留保す。

第三類 セメント以外の鑛質原料

一八二	(イ)別號に掲げざる鑛質原料(加工せざる硫黄、石綿、石絨、雲母、壁土、石灰、酸化鐵、耐火土、石膏砂を含む)	每バトマン(正味)	〇・一〇	〇・二〇
一九一	(ロ)加工を施せるもの(石綿、石絨、雲母の各板及び其			

應用製品、此場合他原料を加へたと否とは問はず)

第三類 纖維原料及び其應用製品

(イ)纖維原料

一九二	A、羊毛、毛、其他別號に掲げざる纖維原料	從價	一〇%	二〇%
一九三	B、棉、麻及び亞麻	從價	一五%	二五%
一九四	O、繭	每バトマン(正味)	二・〇〇	五・〇〇
一九九	D、生 糸	每バトマン(正味)	一〇・〇〇	三〇・〇〇
二〇〇	E、羊毛屑及び繭屑	每バトマン(正味)	五・〇〇	五・〇〇

(ロ)絲

二〇二	A、毯、糸卷、厚紙、小粹等に卷付けた小賣用各種糸	從價	八%	一五%
二〇三	B、其他製品			

二〇三	I、綿 糸	每バトマン(正味)	一・〇〇	三・〇〇
二〇四	II、毛 糸	每バトマン(正味)	一・〇〇	五・〇〇
二〇五	III、麻 糸	每バトマン(正味)	〇・六〇	一・〇〇

波斯關稅定率表——輸入税の部

税番	商 品 名	課 税 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
----	-------	---------	---------	---------

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
二〇六	IV、亞麻糸	每バトマン(正味)	一・〇〇	二・〇〇
	V、純絹糸			
二〇七	1、天然絹糸	每バトマン(正味)	一五・〇〇	二五・〇〇
二〇八	2、人絹糸	每バトマン(正味)	一五・〇〇	四〇・〇〇
二〇九	VI、繭屑糸	每バトマン(正味)	八・〇〇	一五・〇〇
二一〇	VII、綿と繭屑と混合せる糸	每バトマン(正味)	三・〇〇	六・〇〇
二一一	VIII、綿と石綿と混合せる糸	每バトマン(正味)	一・〇〇	二・〇〇
二一二	IX、其他各種糸	從價	一〇%	二〇%
二一三	(ハ)小賣用の金銀糸並に金銀で被覆せる糸	從價	一五%	三〇%
二一四	(ニ)綱、綱具、細綱(釣糸、繩梯子類を含む) (ホ)織物	每バトマン(正味)	〇・七〇	一・五〇
二一五	A、原料の如何によらず製造法による區別 I、フェルト及びフェルト織物、綿卓布(護謨引 せるとせざるを問はず)、綿入布を含む	從價	一〇%	二〇%

二一六	II、カーペット及び各種マット			
	1、純綿	從價	二五%	五〇%
二一七	2、純綿以外のもの	從價	二五%	五〇%
二一八	III、各種レース及び透かしレース(家具用機械製透 かしレースは除き、布幅製透かしレースを含む)	從價	二五%	五〇%
二一九	IV、刺繡及び繡取り、金襴織物(金箔で飾り若くは 趣味装具のついた織物をも含む)	從價	二〇%	四〇%
二二〇	V、別號に掲げざる織物(編物、組物、紐、リボン 護謨布、飾紐、全部又は一部の金銀糸交織物等 を含む)	從價	一五%	三〇%
二二一	VI、植物纖維で製せる筵、菰類及び毛髮、豚毛、樹 皮製品等未列記原料で製織せるもの	從價	一〇%	二〇%
二二二	B、純綿織物			
二二三	I、別號に掲げざる綾綿布			

波斯關稅定率表——輸入稅の部

最低 最高
稅 率

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
二三五	1、通常 Matghal と呼ばれる生地物	每バトマン(正味)	二・四〇	六・〇〇
二三六	2、晒 物	每バトマン(正味)	二・四〇	七・〇〇
二三七	3、反染若くは捺染	每バトマン(正味)	二・四〇	七・〇〇
二三八	4、糸 染	每バトマン(正味)	三・〇〇	七・〇〇
二三九	II、ピケ、綾織布、緞子(マーセイライズ糸交織物を 含む)	每バトマン(正味)	四・〇〇	八・〇〇
二四〇	III、網目織、錦紗、毛斯綸及び縁取、裝飾、刺繡の ない綿ポイル	每バトマン(正味)	一〇・〇〇	二五・〇〇
二四一	IV、天 鷲 絨			
	1、捺 染 物	每バトマン(正味)	八・〇〇	二五・〇〇
二四二	2、其 他	每バトマン(正味)	六・〇〇	一六・〇〇
二四三	V、花模様の縁取り家具用機械製透かしレース 每バトマン(正味)	一〇・〇〇	二〇・〇〇	
二四四	O、純毛織物(山羊、駱馬、驛馬、駱駝等各種毛織物を 含む) I、別號に掲げざる各種織物	從價	一二%	三〇%

二四五	II、天鷲絨(模造アストラカン及び其同類製品を含む)	每バトマン(正味)	三〇・〇〇	一五〇・〇〇
二四六	III、東洋風のショール	從價	二〇%	四〇%
二四七	D、純亞麻織物			
	I、粗物、普通物、無地物、生地物、晒物	每バトマン(正味)	一・五〇	八・〇〇
二四八(二五〇)	II、其他(色染物、捺染物、バチスト、寒冷紗、 家具・寢臺・食卓用綾模様布等を含む)	從價	一五%	三〇%
二五一	E、別號に掲げざる各種人絹織物	從價	一五%	五〇%
二五二	F、大麻、黃麻、其他植物纖維織物(特にラミリアルファ)	每バトマン(正味)	一・〇〇	四・〇〇
二五三	I、別號に掲げざる各種織物	每バトマン(正味)	一・〇〇	四・〇〇
	II、荷造用生地物(囊及び麻、亞麻、ジユートを 混合して作れる荷造用布を含む)	每バトマン(正味)	〇・四〇	一・二〇
二五四	G、純天然絹織物			
	I、輕羅類及び綾織には非ざるも糸を單純に交叉			

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅 率
最低 最高

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	稅 率	
			最 低	最 高
二五五	せしめし織物	每バトマン(正味)	五〇・〇〇	一〇〇・〇〇
	II、縁取、裝飾、刺繡のない網目織、紗及び ポイル	每バトマン(正味)	一〇〇・〇〇	二〇〇・〇〇
二五八	III、別號に掲げざるもの(綾織を含む)	每バトマン(正味)	六〇・〇〇	一〇〇・〇〇
	IV、別號に掲げざる羊毛及び絹の各種屑布	每バトマン(正味)	二五・〇〇	七五・〇〇
二五九	I、綿、毛交織物	每バトマン(正味)	四〇・〇〇	一〇〇・〇〇
	II、羊毛一〇%以上五〇%以下を含むもの	每バトマン(正味)	六〇・〇〇	一六〇・〇〇
二六〇	1、別號に掲げざるもの	每バトマン(正味)	八・〇〇	二五・〇〇
二六一	2、天鵞絨(模造アストラカン及び其同類製 品を含む)	每バトマン(正味)	八・〇〇	二五・〇〇
二六二	III、羊毛五〇%以上九七%以下を含むもの	每バトマン(正味)	八・〇〇	二〇・〇〇
二六三	1、別號に掲げざるもの	每バトマン(正味)	一六・〇〇	三〇・〇〇
	2、天鵞絨(模造アストラカン及び其同類製 品を含む)	每バトマン(正味)	一六・〇〇	三〇・〇〇

【註】羊毛三%以下を含むものは純綿織物と見做し、又羊毛九七%以上を含むものは純毛織物と見做す。

二六四	J、別號に掲げざる綿と亞麻、其他植物纖維との 交織物	每バトマン(正味)	三・〇〇	八・〇〇
二六五	K、別號に掲げざる綿、人絹交織物	從價	一三%	三〇%
二六六	L、綿、天然絹交織物	從價	一三%	三〇%
二六九	I、絹一〇%以上二五%以下を含み別號に掲げ ざるもの	每バトマン(正味)	一五・〇〇	三〇・〇〇
二七〇	II、絹二五%以上九〇%以下を含むもの	每バトマン(正味)	二五・〇〇	五〇・〇〇
二七一	III、縁取、裝飾、刺繡のない網目織、紗及びポイル	從價	一五%	三〇%
二七二	IV、天鵞絨(捺染の如何を問はぬ)	從價	一五%	三〇%
	1、絹五〇%以下を含むもの	每バトマン(正味)	三〇・〇〇	五〇・〇〇
	2、絹五〇%以上を含むもの	每バトマン(正味)	四〇・〇〇	七五・〇〇

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	稅 率	
			最 低	最 高
二七二	1、絹五〇%以下を含むもの	每バトマン(正味)	三〇・〇〇	五〇・〇〇
二七二	2、絹五〇%以上を含むもの	每バトマン(正味)	四〇・〇〇	七五・〇〇

波斯關稅定率表——輸入税の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
二七三二四	M、別號に掲げざる綿と屑毛、屑絹交織上物 每バトマン(正味) 10.000 110.000			
	【註】天然絹、人絹、屑毛、屑絹を九〇%以上含むものは夫々純絹織物、純人絹織物、純屑毛織物、純屑絹織物と見做す。尙又一〇%以下を含むものは純絹織物の課稅率の五割増しを賦課す。			
二七五	N、別號に掲げざる羊毛若くは亞麻と天然絹、人絹、屑毛若くは屑絹との交織物	從價	一〇%	二五%
	【註】羊毛若くは亞麻と絹との交織物にして絹の含有分三%を超はざるものは毛織物若くは亞麻織物と見做す。			
二七六	O、各種蠟引布、油引布(護謨、樹脂、其他油の製品を塗引した諸織物を含む)	從價	一〇%	二〇%
	第三類 小間物、玩具及び金物類			
二七二五	(イ)電信、電話器及び其附屬品、タイプライター及び其部分品	無稅		五%
二九二六三	(ロ)寫眞機、活動寫眞機、種板・フィルム・感光紙等各種寫眞材料、封蠟、各種眼鏡、板狀・角狀・栓狀キルク、電球等	從價	五%	一〇%
二四二六五	(ハ)釦金、衣紋止、裁縫用針、ピン、環、メキヤノ・アルファベット・積木の如き教訓的玩具、鈕釦	從價	一〇%	二〇%
二六六二五三	(ニ)手箱、木製・金屬製箱、蠟、ボマード、靴墨、事務用品、化粧用品、旅行用品、杖、提灯、幻燈、蓄音機(蠟管、圓盤用共)及び其附屬品、諸金物、世帶道具、呼鈴、鐘等	從價	一五%	二五%
二五四九五	(ホ)卓上用銀細工及び喫煙具	從價	二〇%	三五%
二五六二七	(ヘ)ハ號に掲ぐる以外の玩具、石、簍鑲せざる模造、眞珠、金箔、刺繡用箔、金糸、銀糸、金色銅板等	從價	二五%	五〇%
二九八	(ト)模造寶石貴金屬類	從價	五〇%	七五%
二九九	(チ)玩具用カルタ	從價	三〇%と二クラン	七五%と二クラン
三〇〇	(リ)其他(蠟燭寸を含む)	從價	一五%	三〇%

第三類 別號に掲げざる各種家具(貴金屬以外の各種器物を含む)

波斯關稅定率表——輸入税の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率

波斯關稅定率表——輸入税の部

税番	商 品 名	課 税 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
三〇一	(イ)ペンキ、ニスの類を塗らざる無裝飾木製普通家具	從價	一五%	二五%
三〇二	(ロ)金屬製、硝子製乃至は陶器製の笠付き普通ランプ (但し裝飾なきもの)	從價	五%	一〇%
三〇三	(ハ)其他家具(全部又は一部にペイント・ニス・ラックの類を塗り、彫刻・嵌木細工が施され金屬・鏡・革・布等で裝飾されたる諸家具及び(ロ)號に掲げたる以外のランプ竝に燭臺、蠟燭立等を含む)	從價	二五%	四〇%
第三類	鑽石、金屬及び其製品			
三〇四	(イ)各種鑽石	從價	五%	八%
三〇五/三三三	(ロ)鋼鐵、鑄鐵、鍍金し又は鍍金せざる鐵(地金、竿梁、角、帶、棒、板、薄板、線等を含む)古鐵、古鐵片、建築・橋梁・タンク・レール・鐵道用諸鐵材鐵管、釘、螺旋、鋌、螺桿、螺旋止、劍先、銑床其他同類製品	從價	五%	一〇%
三三三/三八	(ハ)鐵以外の諸金屬で前項に該當する製品	從價	六%	一一%
三一九	(ニ)印刷用の活字及び鉛板 (ホ)貨 幣	無稅	無稅	五%
三三〇/三六	A、各國法定の金銀貨	無稅	無稅	
三三〇/三〇	B、銅、白銅、其他金屬貨幣	禁止	禁止	
三三一/三四	(ヘ)貴金屬製美術裝身具及び細工物 (ト)金屬製細工物	從價	二五%	五〇%
三五五/三六	A、別號に掲げざる鐵、鑄鐵、鋼鐵、鍍金銅の細工物(白蠟付なると否とを問はず)(註二)	從價	一〇%	一八%
三三七/三九	B、別號に掲げざる其他金屬の細工物(註一)	從價	一五%	二五%

【註】 波斯政府は波曆一三〇八年(西曆一九二九年) Farvardine 一日以後六分を増徴するの權利を留保す。

税番	商 品 名	課 税 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
三三三/三八	(ハ)鐵以外の諸金屬で前項に該當する製品	從價	六%	一一%
三一九	(ニ)印刷用の活字及び鉛板 (ホ)貨 幣	無稅	無稅	五%
三三〇/三六	A、各國法定の金銀貨	無稅	無稅	
三三〇/三〇	B、銅、白銅、其他金屬貨幣	禁止	禁止	
三三一/三四	(ヘ)貴金屬製美術裝身具及び細工物 (ト)金屬製細工物	從價	二五%	五〇%
三五五/三六	A、別號に掲げざる鐵、鑄鐵、鋼鐵、鍍金銅の細工物(白蠟付なると否とを問はず)(註二)	從價	一〇%	一八%
三三七/三九	B、別號に掲げざる其他金屬の細工物(註一)	從價	一五%	二五%

【註一】 一部に鐵、鑄鐵、鋼鐵、鍍金銅を使用し、大部分は其他の金屬で製せられたるものは(B)項へ入れる。

波斯關稅定率表——輸入税の部

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
第三類	懷中時計(裝飾の如何を問はず)			
三四〇/三四一	(イ)寶石入金側及び白金時計(腕時計、懷中用クロノメーターをも含む)	從價	二五%	五〇%
三四二/三四五	(ロ)其他金屬側時計	從價	一〇%	二五%
三四六	(ハ)分離して輸入せらるゝ時計機械(部分品をも含む)	從價	一〇%	二五%
第三類	船舶及び其部分品			
三四七	(イ)電氣其他のモーター付ボート	無稅		五%
三四八	(ロ)使用燃料の如何を問はず、モーター付若くは電氣蒸氣によつて動く諸船舶	無稅		五%
三四九	(ハ)其他(例へば帆船其他の小舟)	無稅		五%
三四一/三五三 第三七類	商品として流通せざる藝術並に趣味の爲めの工藝品及び			
三五三 第八類	阿 片	禁止		禁止
第三九類	紙及び其製品			
三五四	(イ)製紙原料たる煮溶した襪襪	每バトマン(正味)	〇・一〇	〇・二〇
三五五/三五八	(ロ)A、印刷普通紙、包裝紙、ボール紙、吸取紙、銀行券印刷用紙、筆記用紙、並封筒、漉紙、家具、壁用張紙、濾過紙及び(B)號に掲ぐる以外の各種紙	從價	八%	一五%
三五九	B、箱入り若くは其他の包装入り高級筆記用紙、封筒(姓名頭文字の組合せ、縁飾り等裝飾の有無を問はず)及び大理石模様、更紗模様、型附け、浮彫等を施せる通常趣味品と見らるゝもの	從價		一五%
三六〇	O、紙製品(出納簿、簡單なる對引帳簿を含む)	從價	一二%	二五%

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
三六〇	O、紙製品(出納簿、簡單なる對引帳簿を含む)	從價	一二%	二五%

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
第〇類 香料(石鹼用香料を除く)				
三六一	(イ)アルコール性香料(ラム酒、コニヤック酒の精を含む)	從價	五〇%	一〇〇%
三六二	(ロ)其他香料(化粧品、植物性香料、人工香料を含む)	從價	四〇%	七五%
第二類 生皮、皮革、革製品				
三六三	(イ)ロ及びハ項以外の乾燥若くは鹽漬にせる生皮	每バトマン(正味)	〇・五〇	一・五〇
三六四/三六八	(ロ)羔 生 皮	從價	八%	一五%
三六九/三七三	(ハ)狐及び貂生皮	從價	一〇%	二〇%
三七四	(ニ)皮 革			
	A、毛 皮	從價	一五%	二五%
三七五	B、鞣 皮	每バトマン(正味)	四・〇〇	七・〇〇
三七六	O、染 色 皮	每バトマン(正味)	六・〇〇	二〇・〇〇
三七七	D、漆又はシエラツクを塗りたるもの及びモロツコ革	每バトマン(正味)	一〇・〇〇	三〇・〇〇
三七八/三八二	(ホ)各種革製品(モロツコ革製品、靴、馬具等を含む)	從價	一五%	三〇%
第三類 石(寶石及び眞珠を含む)				
三八三/三八五	(イ)寶石及び眞珠(加工の有無に拘らず)	從價	二五%	五〇%
三八六	(ロ)加工せざる普通石(角石及び鋪石を含む)		無稅	無稅
三八七	(ハ)鋸引き、磨き、刻める普通石(石製品、雪花石膏製品を含む。但し室内裝飾用の甕、像はこの項より除き第三三類「家具」の項を適用す)	從價	一〇%	二〇%
三八八	(ニ)屋根材用スレート(人造スレートを含む)	每百バトマン(正味)	二・〇〇	五・〇〇
第四類 各種陶土器(全く室内裝飾品たるものは除く)				
三八九	(イ)煉瓦、タイル、土管、板瓦、植木鉢、其他釉藥又は釉藥を施せる普通土器	從價	一〇%	一五%
三九〇	(ロ)各種陶磁器	從價	一〇%	二〇%
第五類 火藥及び爆發藥				
三九一	(イ)銃砲用火藥及び綿火藥	從價	一〇%	禁止

【註】 最高の爆發威力を有する銃砲用火藥及び綿火藥の輸入には政府の特別の許可を要す。

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
----	-------	---------	---------	---------

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
三九二	(ロ)獵銃、騎銃、護身用短銃の彈藥(爆藥の雷管を含む)	從價	二〇%	五〇%
三九三	(ハ)小銃、連發拳銃及び拳銃用彈藥(輸入には政府の許可を要す)	從價	二五%	禁止
三九四	(ニ)鑛山及び工業用信管、緩燃導火線及び其他爆藥 (輸入には政府の許可を要す)	從價	八%	禁止
三九五	(ホ)煙 火	從價	一五%	三〇%
三九六	(ヘ)其他(砲彈、榴彈、擲彈等を含む)	禁止	禁止	禁止
第四類 化學製品				
三九七	(イ)曹 達 灰	每バトマン(正味)	〇・一〇	〇・三〇
三九八	(ロ)其他曹達及び化學肥料	每バトマン(正味)	〇・一五	〇・二五
四〇〇	(ハ)丹礬、綠礬、酸化亞鉛、硫黃華、硫黃(精製)	從價	五%	一〇%
四〇一	(ニ)其他(液狀若くは結晶の醋酸を含む)	從價	一〇%	三〇%
第六類 活版、石版製品				
四〇二	(イ)新聞、定期刊行物、讀本教科書、科學書、音樂書			

四〇三	(ロ)其他(第三九類(ロ)〇項に掲げたる以外の筆記帳、 出納帳を含む)	從價	一二%	二五%
第七類 作物及び馬糧				
四〇四	(イ)草又は束狀の作物	每バトマン(正味)	〇・一五	〇・一五
四〇五	(ロ)其他(藁、細切にせる藁、苜蓿、秣等を含む)	無稅		五%
四〇六	第四類 樹脂及び原瀝青(鑛物油及び其製品、護謨、ガターパー チャ等を除く)	從價	五%	一〇%

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
----	-------	---------	---------	---------

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
第四類 石 鹼				
四〇七	(イ)香料入り	從價	二五%	五〇%
四〇八	(ロ)其他	每バトマン(正味)	〇・七〇	一・五〇
第五類 煙 草				
(イ)長煙管用				
四〇九	A、葉煙草	每バトマン(正味)	一八・〇〇	一八・〇〇
四一〇	B、挽煙草	每バトマン(正味)	二〇・〇〇	二五・〇〇
(ロ)パイプ用				
四一一	A、葉煙草	每バトマン(正味)	二〇・〇〇	二五・〇〇
四一二	B、挽若くは刻煙草	每バトマン(正味)	二四・〇〇	三〇・〇〇
(ハ)卷煙草用				
四一三	A、葉煙草	每バトマン(正味)	三〇・〇〇	三〇・〇〇
四一四	B、挽若くは刻煙草	每バトマン(正味)	四〇・〇〇	四〇・〇〇
四一五	(ニ)卷煙草	從價	六〇%	一〇〇%

四一六	(ホ)葉卷煙草	從價	六〇%	一〇〇%
四一七	(ヘ)其他煙草製品	從價	五〇%	一〇〇%

【註】 上記各種煙草の莖にして別々に輸入せらるゝものは該各煙草の下に記載せらるゝ、稅率を適用す。

第三類 染料及びワニス

四一八/四二〇	(イ)ケルメツツ、洋紅、動物性紅竝に藍を除く各種天然染料	從價	一〇%	一五%
四二一/四二三	(ロ)天然若くは合成藍	從價	一五%	二五%
四二三	(ハ)輸入禁止品を除く其他各種合成染料	從價	二〇%	四〇%

【註】 政府は波曆一三〇八年(西曆一九二九年) Farvardine 一日以後二割の増徴をなす權利を留保す。

四二四	A、アルコール製品	每バトマン(總量)	五・〇〇	七・〇〇
四二五	B、其他	每バトマン(總量)	三・〇〇	七・〇〇

(ニ)ワニス

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅 率
最低 最高

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
四三二	第三類 硝子		無稅	五%
四三三	(イ)無色の並玻璃硝子			
四三四	A、五〇センチメートル平方以下のもの	每バトマン(正味)	〇・二五	一・〇〇
四三五	B、五〇センチメートル平方若くは夫以上のもの	每バトマン(正味)	〇・四〇	一・〇〇
四三六	(ロ)空か若くは不課稅物の滿てる瓶、大德利、籐巻瓶、			
四三七	(ハ)五〇センチメートル平方以下の枠付せざる鏡	從價	八%	一五%
四三八	(ニ)硝子製細工物(裝飾の有無を問はず)、無裝飾の上質硝子製品、洋燈用硝子、懷中時計用硝子、硝子製張瓦等、(但し瓶及び趣味裝飾品は除く)	從價	六%	一五%
四三九	(ホ)其他硝子及び硝子製品(五〇センチメートル平方以上の枠付せざる鏡、着色・ペイント塗り・艶消し・彫刻付き玻璃硝子、裝飾付き上質硝子製品等を含む、但し瓶及び趣味裝飾品は除く)	從價	一〇%	二五%

四六四三 第三類

別號に掲げられざる植物及び植物質(生草木、花、不枯葉、忽布、葦、油粕、粒狀果實及び前記「食料品」「藥種」「藥味」「香料」の各項に別記されざる麻、亞麻、胡麻、棉等の各種子を含む)

【註一】 稅關は化學鑑定人の意見に従ひ、常に合成染料のリストを準備して、不變の性質を有し、且つ敷物染料として必要な諸條件を具備するものと認定せざる限りは輸入を許可しない。不變の性質を有せざる合成染料の輸入は別段の規定なき限り禁止す。

【註二】 合成染料の輸入、販賣、消費の取締上、關稅局は合成染料の不變耐久性を吟味する上の一指針を示し、且つ輸入條件を決定する爲めの規則を公表す。

稅番

商 品 名

課 稅 單 位

最 低 稅 率
最 高 稅 率

波斯關稅定率表——輸入稅の部

【註一】 貴金屬製の臺、柄、飾り付き硝子若くは上質硝子製品は、金屬細工の價値が硝子の價格を凌ぐ場合には第三四類(ヘ)「貴金屬製細工物」の項を適用す。

波斯關稅定率表——輸入税の部

税番	商 品 名	課 税 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
四四〇/四三	第四類 運搬具(航空機、船舶を除く)及び其部分品			
	(イ)荷車及び其他運搬車(工場用運搬車、モーター付若くは付かざる遊覽車、鐵道の貨車、客車、電車の車臺、六人乗り以上の乗合馬車及び之等部分品を含む)		無稅	一〇%
四四四	(ロ)價格三萬クラン以上の遊覽自動車	從價	一〇%	二五%
四四九/四八	(ハ)其他(無蓋の四輪馬車、輕馬車、自轉車、三輪車)		無稅	一〇%
	(ロ)項に示せる以外の自動車、オートバイ、サイドカー等を含む)		無稅	一〇%
四四九/四一	(ニ)部 分 品		無稅	五%
四五二	第五類 本稅率表中に列記されざる商品	從價	一五%	二五%

【註二】 貴重ならざる金屬製の臺、柄、飾り付き硝子若くは上質硝子製品は第三三類「家具」若くは第三二類「小間物」の項を適用す。

(B) 輸 出 稅

第一類 生 動 物	商 品 名	課 税 單 位	稅 率
(イ)驢	馬	一頭	二〇・〇〇
(ロ)駱	駝	一頭	一〇〇・〇〇
(ハ)牡馬、牝馬	馬	一頭	六〇・〇〇
(ニ)仔馬	馬	一頭	六〇・〇〇
(ホ)騾	馬	一頭	八〇・〇〇
(ヘ)牛	牛		
A、成	牛		
I、水	牛	一頭	三〇・〇〇
II、牡牛、牝牛	牛	一頭	二〇・〇〇
B、一才以下の仔牛	牛	一頭	五・〇〇
(ト)羊及び山羊			

波斯關稅定率表——輸出税の部

波斯關稅定率表——輸出稅の部

商 品 名	課稅單位	稅 率
A、成羊及び成山羊		
I、牝羊及び牝山羊	一頭	一・〇〇
II、牡羊及び牡山羊	一頭	〇・五〇
B、仔羊及び仔山羊	一頭	〇・二五
(チ)家 禽	從價	五%
(リ)鳥 獸	從價	五%
(ヌ)其 他	從價	五%
		禁止

第二類

武器及び附屬品(部分品をも含む、但し獵銃、騎銃、護身用短銃は除く)

【註】拳銃、連發拳銃、銃劍の輸出は旅客が所持する武器である限り稅關長の特別認可を經た上許可す。

第三類

飲料水以外の食料品、罐詰

(イ)穀 類		
A、小麥、精白米、燕麥、大麥、其他粟、マルトの如き別號に掲げざる同類穀物	每バトマン(正味)	〇・〇五
B、玄 米	每バトマン(正味)	〇・一〇

【註】精白米八〇%に對し玄米最高二〇%の割合で混ざる場合、その玄米の輸出は許可せず。

(ロ)食 用 粉	每バトマン(正味)	〇・一〇
(ハ)鳥 卵	百 個	〇・五〇
(ニ)魚		
A、生魚及び冷凍魚	每バトマン(正味)	〇・一〇
B、乾物として輸出せらるゝ鹽魚、燻魚	每バトマン(正味)	〇・一〇
O、漬 物		
I、箱、壺、瓶、其他類似の密封せる容器入り	每バトマン(總量)	〇・一〇
II、其他の容器入り	每バトマン(正味)	〇・一〇
D、各種鹽漬鱈	每バトマン(總量)	一〇・〇〇

第四類

特に課稅せらるゝ護謄

(イ)阿 魏	從價	二%
(ロ)達拉侃篤護謄	從價	二%
(ハ)其他護謄	從價	二%

波斯關稅定率表——輸出稅の部

波斯關稅定率表——輸出税の部

第五類 纖維材料及び其製品

(イ) 法律上輸入を許されたるもの以外の染料を使用して染色したる敷布

課税單位 稅率
從價 一二%

【註】 波斯政府は敷物の輸出を禁ずるか、若くは夫れに適用せらるべき輸出稅率を年々改定するの權利を留保す。

第六類 工藝品、蒐集品(發掘の否を問はず)

從價 一〇%

【註】 古美術品の輸出は文部省の特別の許可を得ざる限り禁止す。

第七類 阿片

每バトマン(正味) 三〇〇〇

第八類 生皮

(イ) 頸から尾までの延長五五種以上に達せぬ毛皮用羔皮

A、アストラカン種生皮

B、通常チラツツと稱せらるゝ生皮

C、コーラサン種生皮

D、其他 生皮

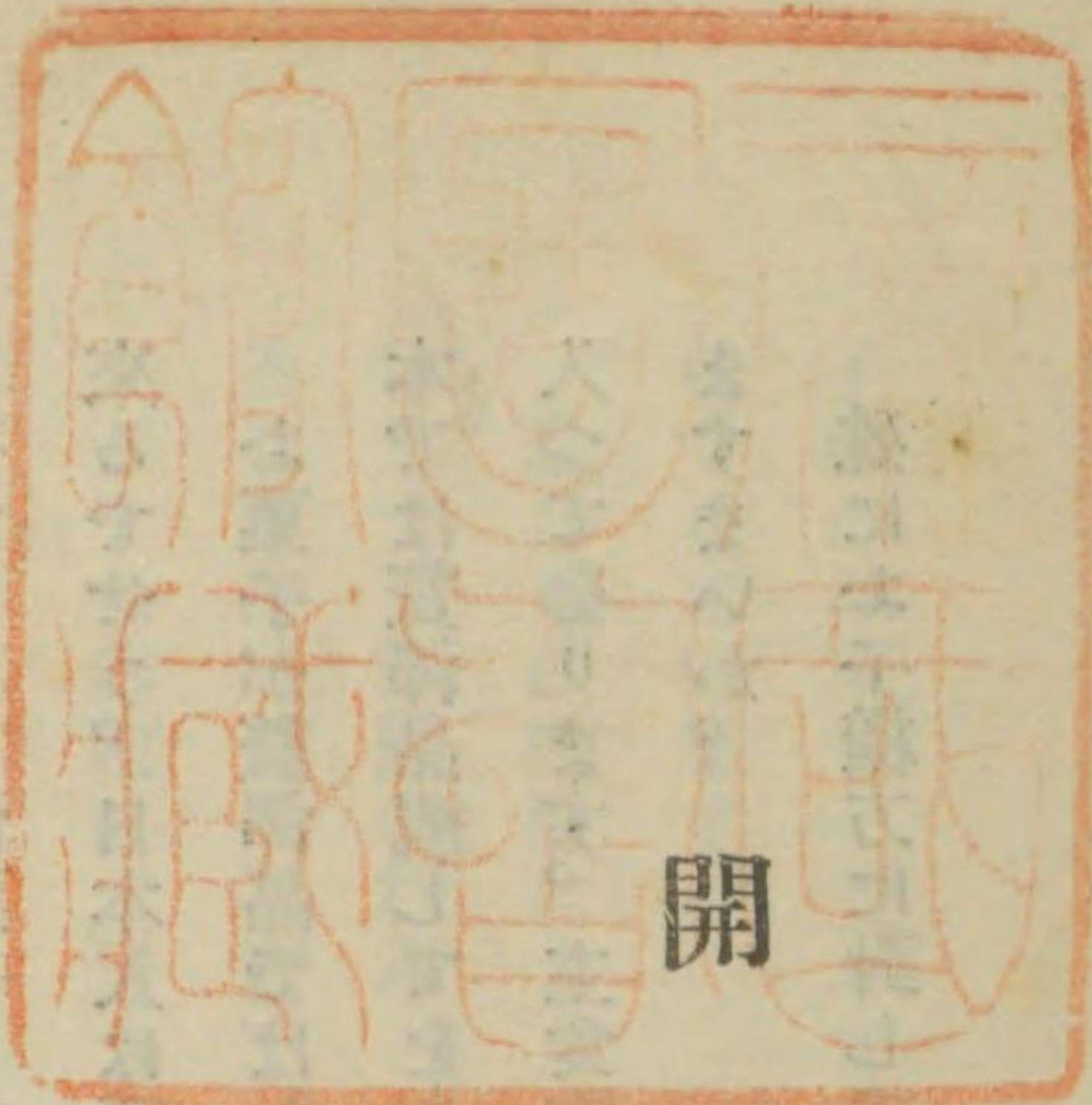
(ロ) 貂皮、獺皮、狐皮、シベリヤ産貂皮、豹皮の如き各種毛皮用生皮

第九類 嵌鑲せざる純眞珠

從價 一・五〇
一 枚 一・〇〇
一 枚 〇・三五
〇 〇・二〇
五%
一二〇%
無稅

第二〇類 本稅率表中に列記されざる商品

(以上)



開會の挨拶

有 嶋 健 助

この講習會は昭和三年の秋に始まり、四年の春に第二回を、同年秋第三回を開催いたしました。今回はその第四回に相當いたします。

菓子講習會はすでに御承知の通り菓子研究會の一事業として菓子に關係ある各方面の權威者をあつめて開催する所以のものに要するに菓子といふ事について非常にその將來を期待してゐるからであります。

お菓子は綜合食料である——と私どもはさう考へてをります。昔のお菓子と違ひ、今日のお菓子は單なる嗜好品、贅澤品ではなく、榮養上の必需品にまで發展してゐるからであります。

「菓子」の文字を見ても分るやうに、お菓子は「果物」から出發して漸次今日のやうに進歩發展したものでせうが、近世に於ける著明な變化は鶏卵とかミルクのやうな榮養素の多く取り入れられるやうになつたことであ

開會の挨拶